

位置づけ変更後の新型コロナウイルス感染症に係る対策等
高齢者施設向け説明会

令和5年6月
千葉県健康福祉部高齢者福祉課

1

1

内 容

- 1 はじめに
- 2 説明
 - (1) 頻回検査
 - (2) ワクチン
 - (3) 面会等
 - (4) 医療機関との連携体制
 - (5) 衛生管理等
 - (6) 保健所への報告
 - (7) 感染対策
 - (8) その他

2

2

1 はじめに

- 新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更等に関する対応方針について（令和5年1月27日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）

オミクロン株とは大きく病原性が異なる変異株が出現するなどの特段の事情が生じない限り、5月8日から新型コロナウイルス（COVID-19）について、感染症法上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、5類感染症に位置づける。

3

3

- 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る新型インフルエンザ等感染症から5類感染症への移行について（令和5年4月27日厚生労働大臣公表）

本日開催した厚生科学審議会感染症部会において、・・・病原性が大きく異なる変異株の出現等の科学的な前提が異なるような特段の事情は生じていないことが確認されました。

・・・

このように感染症部会で確認されたことを受けて、感染症法第44条の2第3項の規定に基づき、今般の新型コロナウイルス感染症について、本年5月7日をもって「新型インフルエンザ等感染症」と認められなくなることを公表いたします。これに伴い、今般の新型コロナウイルス感染症については、本年5月8日から感染症法の「5類感染症」に位置づけることとします。

4

4

新型インフルエンザ等感染症	5類感染症
<ul style="list-style-type: none"> 入院措置などの行政の強い関与 限られた医療機関による特別な対応 	<ul style="list-style-type: none"> 幅広い医療機関による自律的な通常への対応 行政は医療機関支援などの役割に

【全国】

外来：最大6.4万の医療機関での対応を目指す（現行、約4.2万の医療機関）

入院：約8,200の全病院での対応を目指す（現行、約3,000の医療機関）

入院調整：原則、医療機関間による調整（円滑な移行のため、当面、行政による調整の枠組みを残す（病床ひっ迫等に支援））（現行、都道府県・保健所設置市・特別区）

※ 政府資料から高齢者福祉課で整理

新型コロナウイルスは、5類感染症へ～5月8日以降、こう変わります～（令和5年4月28日千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部）P2 **資料1**

（継続する取組）

重症化リスクの高い高齢者等に対する対策を継続します。

- ・ 高齢者施設等では、施設等におけるこれまでの感染対策を当面継続します。
- ・ 5月8日からワクチンの春開始接種を無料実施（略）

2 説明

(1) 頻回検査

資料2

- 高齢者施設従事者等への頻回検査に係る抗原定性検査キットの配付について（依頼）（令和5年5月2日付け高第252号）

- 連休明けから夏期までの感染拡大に備えるため、施設従事者等への頻回検査用として、配付を希望した施設へ、抗原定性検査キットを配付しました。
- 感染状況等に応じて、県から検査の開始を案内しますので、配付された検査キットは、施設で保管し使用しないようお願いします。
- 検査開始の案内があった場合は、検査を実施していただき、実施状況の報告をお願いします。
- 本事業については、9月末をもって終了する予定です。

7

7

(2) ワクチン

資料3

- 高齢者施設等における令和5年度の新型コロナワクチン接種の実施と進捗状況の実態調査への依頼について（令和5年4月28日付け国事務連絡）

- 令和5年の春接種は5月8日から開始します。
- 対象者は、重症化リスクが高い65歳以上の高齢者等です。希望する入所者等に接種が行われるよう御協力をお願いします。
- 国から接種の進捗状況の調査の依頼がありますので、施設における進捗管理を行っていただき、回答への御協力をお願いします。

8

8

(3) 面会等

資料4

- 高齢者施設等における面会の再開・推進にかかる高齢者施設等の職員向け動画リーフレットについて（通知）（令和5年2月3日付け高第2552号）

高齢者施設における面会等については、感染防止対策に十分留意した実施方法の検討をお願いしているところであり、家族等との面会の機会の減少により心身の健康への影響が懸念されることを踏まえると、面会の再開・推進を図ることは重要と考えております。

この度、厚生労働省において、面会を積極的に実施する施設の事例や実施方法等の情報を発信する動画及びリーフレットについて周知依頼がありましたので、面会の再開・推進についてご検討をお願いいたします。

9

9

(4) 医療機関との連携体制

資料5

- 高齢者施設等での感染対策等を含む施設内療養体制について（通知）（令和5年3月31日付け高第3145号高齢者福祉課長通知）

- 高齢者施設等における医療機関との連携や、感染対策をさらに推進する観点から、位置づけ変更後は、下記の要件を満たす場合に限り、必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助を行うことが示されました。
- つきましては、今後新たな感染の拡大が発生した場合に備え、各高齢者施設等において往診等対応医療機関を確保するなど、体制を整えていただくようお願いいたします。

10

10

- 必要な体制を確保した上で施設内療養を行う高齢者施設等への補助（サービス提供体制確保事業費補助金関係）

【要件】

これまでの要件等に加え、次の要件を満たしていること

- 医療機関の確保
- 感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施
- オミクロン株ワクチンの接種
(希望する入所者へのオミクロン株対応ワクチンの接種を実施していること)

11

11

- 要件のうち「医療機関の確保」について

施設等の入所者に感染者（疑いを含む）が発生した際に以下の全ての対応を行う医療機関を確保済みであること

- 施設からの電話等による相談への対応
- 施設への往診（オンライン診療を含む）
- 入院の要否の判断や入院調整（当該医療機関以外への入院調整も含む）

➤自施設の医師が対応を行う場合も含む

➤医療機関名や上記の対応を行うことについて、事前の相談を行った年月を県指定の調査票(チェックリスト)で提出する必要あり（指定された調査回答提出時点で確保している必要あり）

12

12

資料1

- 新型コロナウイルスは、5類感染症へ～5月8日以降、こう変わります～（令和5年4月28日千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部）P6

（入院調整）

他の疾病と同様に、入院の可否を医療機関が判断し、消防機関や医療機関間で調整します。

13

13

（5）衛生管理等

介護保険の運営基準（衛生管理等）

感染症が発生し、又はまん延しないよう措置を講じる必要あり
（介護保険施設においては、食中毒についても同じ）

- 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会の開催、その結果の従業者に対する周知徹底
- 感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- 感染症の予防及びまん延の防止のための研修・訓練
（介護保険施設においては、食中毒についても同じ（訓練を除く））

※令和6年3月31日までは経過措置あり

介護保険施設においては、上記に加えて、別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行うこと

14

14

厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順(平成18年3月31日告示) (概要)

- 従業者が感染症又は食中毒の発生を疑ったときに、速やかに管理者等に報告する体制を整備
- 管理者等は従業者に対して必要な指示を行う
- 従業者の健康管理を徹底し、来訪者等の健康状態によっては接触を制限する等の措置を講ずる。衛生教育の徹底。
- 医師及び看護職員は、発生又は疑われる状況が生じたときは、速やかに対応
- 管理者等、医師、看護職員その他の従業者は、協力病院をはじめとする地域の医療機関等との連携を図るなど適切に措置
- 有症者等の状況、講じた措置等を記録
- 一定の場合には、市町村及び保健所に迅速に報告、指示を求める
- 医師等と連携の上、血液、便、吐物等の検体を確保するよう努める

(6) 保健所への報告

- 「社会福祉施設等における感染症等発生時に係る報告について」の一部改正について（令和5年4月28日付け老発0428第9号等厚生労働省老健局長等通知）

4. 社会福祉施設等の施設長は、次のア、イ又はウの場合は、市町村等の社会福祉施設等主管部局に迅速に、感染症又は食中毒が疑われる者等の人数、症状、対応状況等を報告するとともに、併せて保健所に報告し、指示を求めるなどの措置を講ずること。

- ア. 同一の感染症若しくは食中毒による又はそれらによると疑われる死亡者又は重篤患者が1週間内に2名以上発生した場合
- イ. 同一の感染症若しくは食中毒の患者又はそれらが疑われる者が、10名以上又は全利用者の半数以上発生した場合
- ウ. ア及びイに該当しない場合であっても、通常の発生動向を上回る感染者等の発生が疑われ、特に施設長が報告を必要と認めた場合

(ア、イ又はウの場合は保健所に報告)

(7) 感染対策

〈基本的感染対策に関する変更 (ポイント)〉

	5月7日まで	5月8日以降
新型コロナの感染対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> • 法律に基づき行政が様々な要請・関与をしていく仕組み 	<ul style="list-style-type: none"> • 個人の選択を尊重し、国民の皆様の自主的な取組をベースとしたもの
政府の対応と根拠	<ul style="list-style-type: none"> • 新型インフル特措法に基づく基本的対処方針による求め <ul style="list-style-type: none"> ※「三つの密」の回避, 「人と人との距離の確保」, 「マスクの着用」, 「手洗い等の手指衛生」, 「換気」等 	<ul style="list-style-type: none"> • (基本的対処方針は廃止) • 感染症法に基づく情報提供 <ul style="list-style-type: none"> ※専門家の提言等も踏まえ、個人や事業者の判断に資するような情報の提供
事業者に関する取組	<ul style="list-style-type: none"> • 事業者による業種別ガイドラインの作成 • 政府による「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」の提示・周知 	<ul style="list-style-type: none"> • (業種別ガイドラインは廃止) <ul style="list-style-type: none"> ※業界が必要と判断して今後の対策に関する独自の手引き等を作成することは妨げない • 事業者の判断、自主的な取組

資料 1

新型コロナウイルスは、5類感染症へ～5月8日以降、こう変わります～（令和5年4月28日千葉県新型コロナウイルス感染症対策本部）P2

（継続する取組）

重症化リスクの高い高齢者等に対する対策を継続します。

- ・高齢者施設等では、施設等におけるこれまでの感染対策を当面継続します。
- ・5月8日からワクチンの春開始接種を無料実施（略）

19

19

- ・高齢者施設等における感染対策等について（通知）（令和5年5月8日付け高第275号）資料8-1
- ・高齢者施設等における感染対策等について（令和5年4月18日付け厚生労働省事務連絡）資料8-2
- ・今秋以降の感染拡大に備えた感染対策について（令和4年11月2日付け高第1843号高齢者福祉課長通知） 資料8-3
 - 別添1 感染者が発生した施設へのクラスター等対策チームの主な指導事例
 - 別添2 感染者が発生した場合の対策チェックリスト

20

20

(参考)主な感染対策

- 効果的な換気の徹底
 - CO₂センサーも活用しながら、冷暖房使用時でも、窓開けやサーキュレーター等により換気を実施。必要な換気量（一人当たり換気量30m³/時）を確保するため、CO₂濃度を概ね1,000ppm以下に維持することが望ましい。
- 適切な感染防護
 - 新型コロナの感染が否定できない患者・入所者に対して、エアロゾルが生じうる客痰吸引や挿管、口腔ケア等を行う場面では、職員がN95マスクやフェイスシールドを着用することが考えられる。
- 適切なゾーニング
 - 施設内の状況に応じて、病室・居室単位でのゾーニングを行う。床にテープングを施すなど視覚的にも分かりやすく区分する等。

21

21

(8) その他

●退院基準を満たす要介護高齢者の受入れ

- 後方支援医療機関等
 - 135病院（令和5年5月12日現在）
 - 90介護老人保健施設（令和4年11月29日現在）
- 介護保険施設において、退院基準を満たした患者を受け入れた場合は、当該者について、退所前連携加算を算定することが可能
- 退院患者の介護施設における適切な受入等について（令和2年12月25日付け厚生労働省事務連絡（令和3年3月5日一部改正））
- 退院患者の介護施設における適切な受入れに関する更なる取組について（令和4年6月7日付け厚生労働省事務連絡） **資料9**

検査が実施されなくとも退院基準を満たす場合があり、そのような場合も含め、退院基準を満たす場合には、介護施設において適切な受け入れを行うこと。・・・受入れを拒否する正当な理由に該当しないこと。

22

22

- 高齢者施設等入所者が新型コロナウイルス感染症患者となった場合に、医療機関が施設に求めることとして多かった事項（本年2月頃に医療機関に対して行った調査結果）
 - ・退院時の対応（施設での受入れ等）
 - ・施設内での感染対策
 - ・家族との連絡（治療薬の処方における同意等）
- 昨年、救急搬送先病院においてDNARに関する同意書等について困難な状況があったとのこと

23

23

- 感染者発生連絡票 **資料7-4**

- 千葉県ホームページ
 - ・5類感染症への移行後の対応
 - ・医療提供体制等の取組 | 新型コロナウイルス感染症

24

24